

○恵庭市立学校施設の利用に関する要綱

平成17年3月31日

(趣旨)

第1条 この要綱は、恵庭市立学校管理規則（昭和50年教育委員会規則第1号）第47条の規定に基づき、学校施設の目的外利用（恵庭市立学校施設の開放に関する条例施行規則（平成21年教育委員会規則第2号）又は別に定めるものを除く。）に関し、必要な事項を定める。

(利用許可条件)

第2条 教育長は、学校施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該学校施設の用途又は目的を妨げないと認めたときは、学校施設の利用を許可するものとする。

- (1) 当該学校下の児童及び生徒に係る社会教育を目的とした活動を行うとき。
- (2) 少年団本部に登録している団体（当該学校下の児童及び生徒が在籍していない団体を含む。）がスポーツ活動を行うとき。
- (3) 恵庭市又は恵庭市教育委員会が事業等を行うとき。
- (4) その他教育長が必要と認めたとき。

2 教育長は、前項各号列記以外の部分に規定する学校の利用許可条件に適合し、次の各号のいずれかに該当するときは、学校長に学校施設の利用許可の権限を与えることができる。

- (1) 当該学校のPTAが行事を行うとき。
- (2) その他学校長が必要と認めたとき。

(利用制限)

第3条 教育長又は学校長は、前条の規定にかかわらず、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないことができる。

- (1) 風紀上に害があると認められるとき。
- (2) 興行その他営利を目的とし、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 宗教的祭祀を行うとき。
- (4) 学校施設を毀損するおそれがあると認められるとき。

(5) その他教育長又は学校長が支障があると認めるとき。

(利用の申請及び許可)

第4条 利用者は、利用日の7日前までに学校施設利用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を教育長又は学校長に提出しなければならない。ただし、第2条第1項第2号に該当する利用者については、次に掲げる方法により申請するものとする。

(1) 年間の割当てに係る学校施設の利用を申請する場合は、少年団学校施設年間利用許可申請書（様式第2号）を教育長に提出すること。

(2) 年間の割当て以外に学校施設の利用を申請する場合は、少年団学校施設利用許可申請書（様式第3号）を教育長に提出すること。

2 教育長又は学校長は、前項の規定により利用の申請を受け、その利用を許可したときは、学校施設利用許可書（様式第4号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。ただし、前項第2号の規定により申請を受けた場合は、少年団学校施設利用許可申請書の教育委員会記入欄の内容をもって許可書とみなすものとする。

(許可書の提示)

第5条 利用者は、教育長又は学校長が必要と認めるときは、許可書を提示しなければならない。

(利用許可の取消し及び利用停止)

第6条 教育長又は学校長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用を停止させることができる。この場合において、利用者が損害を被ることがあっても、教育長又は学校長はその責を負わない。

(1) 第2条に規定する利用許可条件に違反したとき。

(2) 学校運営上やむを得ない事由が生じたとき。

(3) その他この要綱の規定に違反したとき。

(経費の負担)

第7条 学校施設を利用するために必要な経費は、利用者が負担するものとする。

(原状回復の義務)

第8条 利用者は、学校施設の利用を終了したとき、又は利用を停止されたときは、直ちに学

校長の指示に従って整理整頓し、備品及び器具類を利用前の原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償の義務)

第9条 利用者は、学校施設を破損又は滅失したときには、その損害を賠償しなければならない。ただし、不可抗力の場合は、この限りでない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から実施する。

様式第1号（第4条関係）

学校施設利用許可申請書

恵庭市教育委員会教育長 様

（ 学校長）

申請日	年 月 日
-----	-------

団体名				
申請者	住所	〒		
	氏名			
	連絡先			
利用について	学校名			
	場所			
	期間			
	目的			
	参加人数	人	設備等	
	その他			

上記のとおり、学校施設の利用を申請します。

【教育委員会へ提出する場合のみ下記に記入してください。】

確認日	校長の意見	
確認者		

様式第2号（第4条関係）

少年団学校施設年間利用許可申請書

恵庭市教育委員会教育長 様

申請日	年 月 日
-----	-------

団体名					
申請者	住所	〒			
	氏名				
	連絡先				
利用について	学校名				
	場所				
	目的				
	期間				
	日時	学校開放枠《月～土曜日の17～19時、19～21時》			摘要欄
		希望1	曜日	: ~ :	
		希望2	曜日	: ~ :	
		希望3	曜日	: ~ :	
参加人数	人	設備等			
特記事項					

上記のとおり、学校施設の利用を申請します。

様式第3号（第4条関係）

少年団学校施設利用許可申請書

恵庭市教育委員会教育長 様

申請日 _____

団体名 _____

申請者 _____

利用学校		拠点校	
使用目的		参加人員	
設備等		連絡先	

利用日時			利用希望施設	備考
利用日	曜日	利用時間		

- 【注意】
- ・必ず申請前に、同じ学校を利用する少年団同士で調整すること。
 - ・申請書は、利用したい日の7日前までに教育委員会に提出すること。

※学校記入欄

確認日
確認者

※教育委員会記入欄

利用許可	教育総務課		
	課長	主査	スタッフ
可・否			

様式第4号（第4条関係）

学校施設利用許可書

年 月 日

様

恵庭市教育委員会教育長

恵庭市立学校長

年 月 日付けをもって申請のあった学校施設の利用について、下記のとおり許可する。

利用場所	
利用期間	
利用目的	
その他	